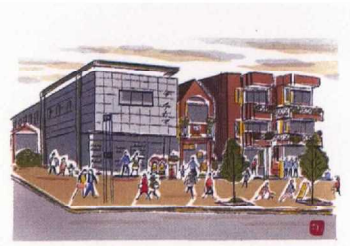


8 「景観保全型広告整備地区」「広告物協定地区」

秋田市屋外広告物条例では、より良い屋外広告景観を創出するため、「景観保全型広告整備地区」と「広告物協定地区」の2つの制度を設けています。この制度は、地区におけるきめ細かな基準を作成し、この基準に従った規制・誘導をとおして、屋外広告物による景観形成を先導的に果たしていく役割を担っています。

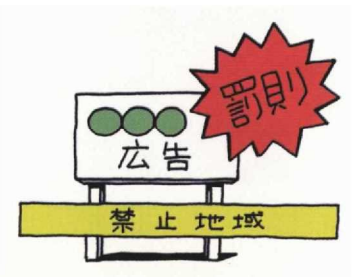
秋田市では、これらの制度を積極的に活用し、市民の皆さんの協力を得ながら、美しい屋外広告景観づくりを進めます。



罰 則

禁止されている地域や物件に広告物を表示したり、許可が必要なのに許可を受けなかった場合などは、次のような罰金刑に処せられます。

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 屋外広告業登録を受けずに業を営んだ場合
 - 不正な手段により屋外広告業の登録を受けた場合
 - 屋外広告業者に対する営業停止命令に違反した場合
 - 30万円以下の罰金
 - 禁止広告物を表示した場合
 - 禁止地域に広告物を表示したり、禁止物件に広告物を表示した場合
 - 許可が必要な広告物を許可を受けずに表示したり、広告物を掲出する物件を設置した場合
 - 許可期間を過ぎても広告物を除却しなかった場合
 - 市長の除却命令に違反した場合
 - 屋外広告業登録事項の変更の届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合
 - 業務主任者を選任しなかった場合
 - 20万円以下の罰金
 - 市長への報告をしなかった場合。もしくは虚偽の報告をした場合
 - 立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
 - 10万円以下の罰金
 - 許可事項を表示しない場合（許可番号、表示・設置期間、自己の住所・氏名）
 - 広告物等を管理する者等の届出を怠った場合
 - 5万円以下の過料
 - 廃業の届出をしなかった場合
 - 屋外広告業登録に関する標識を掲げなかった場合
 - 営業所に帳簿を備えなかったり、保存しなかった場合
- など



このしおりは、秋田市屋外広告物条例および秋田市屋外広告物条例施行規則の概略を説明したものです。詳しい内容については、秋田市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。